

# 本橋プロジェクト

NO.12 2024年3月15日発行

JR 東海労働組合新幹線地本プロジェクト 発行責任者 斉藤孝紀

## 不当判決弾劾！控訴して闘う意思統一



3月13日、本橋さんの出向撤回・元職場復帰を求めた裁判の判決が下されました。先週の淵上さんの裁判と同様に会社の主張を全て認めた不当判決でした。

判決後の報告集会では、地本伊藤委員長が「淵上判決よりもさらにひどい。争点について何の判断も示さず会社主張丸写しの判決だ。しかし裁判を通じて出向基準を明らかにさせ新たな出向をさせなかった。控訴して闘おう。」とあいさつ。弁護士の仲田先生・渡辺先生から判決について「会社主張を全て鵜呑みにした判決だ。出向には本人同意が必要だ、民法でも規定されているというわれわれの主張について淵上裁判判決では曖昧ながらもふれていたのに、今判決では争点として書いておきながら判断をまったく示していない。労働者の権利を認めないというのが裁判の主流となっている。控訴されるなら共に闘う。」と解説と連帯の挨拶がありました。

来賓の本部淵上委員長が「雇用労働条件はいつそう悪化する。会社が好き勝手する出向制度を許したら、今度施行される新しい人事賃金制度で、54歳原則出向ではなく、出向全てで本人同意がなくても出されることになる。だから、今、たたかわなければならない。企業の好き放題の日本社会を変える闘いをこれからも闘おう。」と挨拶。OB会南波事務長と、各分会からの連帯挨拶、さらにプロジェクトの斉藤リーダーが「陳述書を提出し証言を求めたが却下されてしまった。しかし本橋さん以降の出向をさせないという成果を勝ち取った。」とこの間の闘いを報告しました。

集会の最後に原告の本橋本部書記長が「われわれの主張に対してどうふれるのかと思っていたが、何もふれない判決だった。かつて先輩が出向に出されて泣き寝入りしないと闘って職場復帰を勝ち取った。控訴して闘う。ユニオン組合員に、これからは限定なき出向がやられる、同意するなど訴えていく。」と決意を表明し、参加者全体で団結ガンバローを行い終了しました。